

令和7年12月から 労務費に関する基準がスタート

～改正建設業法等における処遇改善に係る主な措置～

このルールは、公共工事・民間工事の別、職種や下請次数、会社規模等を問わず適用されます。持続可能な建設業となるよう、労働者への適正な賃金の支払いにつなげましょう！

- ※ 労務費等 が著しく低くなるような見積りはしないでください。

※材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建退共掛金

- ・ 労務費等を内訳明示した見積書を作成・提出し10年間保存してください。
- ・ 正当な理由なく、原価に満たない金額で契約を締結しないでください。



チーバくん

違反した場合は、国土交通大臣等からの指導・監督の対象となる可能性があります

公共工事の入札に当たっては
労務費等を明記した内訳書が必要です！

問い合わせ先
千葉県県土整備部建設・不動産業課
建設業班 入札契約室

043-223-3110

043-223-3116



労務費に関する基準ポータルサイト
(<https://roumuhi.mlit.go.jp>)

